

キャリア教育・職業教育特別部会

審議報告まとめ総会に提出

「職業教育に特化した枠組み」盛り込む

キャリア教育・職業教育特別部会の田村哲夫部会長は7月30日、東京・千代田区の学士会館で開かれた中央教育審議会の第70回総会に審議経過の報告(中間まとめ)を行った。報告は7月15日、同特別部会の第12回会合でまとめられたもので、「I現状と課題」「II改革の基本的方向性」「III後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方」「IV高等教育における職業教育の在り方」「V各学校教育段階を通じたキャリア教育・職業教育の在り方」の5本の柱で構成されている。(報告の主な内容は2〜4面に)

中央教育審議会は昨年の12月、塩谷立文部科学大臣(当時)から「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」諮問を受け、今年1月、中教審直属の部会としてキャリア教育・職業教育特別部会が設置された。本協会から中込三郎会長、川越宏樹常任理事、大竹通夫理事が委員に名を連ねている。

報告は、同特別部会で特に注目された「新しい学校種」について、「職業実践的な教育に特化した枠組みの整備を検討する必要がある」と指摘、その枠組みを次のようにイメージしている。

「新学校種」を大学制度の枠組みの中に位置付けた場合、実質的に2種類の大学制度が存在することになり、学位の国際通用性の確保が問題となると指摘、また別枠の位置付けでは既存の大学との関係や社会的認知の課題があると述べ

ている。その上で報告は、これらの問題を比較すると、現行の大学制度と別の学校として検討することが適当と考えられるとして、今後の特別部会における総合的な検討の必要性を強調している。

同特別部会ではこれから、全専各連を含めた各種関連団体からのヒアリングを行い、これらの意見を踏まえながら、最終報告に向けて今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について議論を深めていくことになる。

このほか、21年度の事業計画には中央教育審議会のキャリア教育・新しい職業教育体系の構築による複線型の高等教育体系の実現なども基本方針・活動方針に取り入れている。

本協会総会 平成21年度事業計画決める 「新学校種」の創設に全力

本協会の定例総会・理事会が6月18日、東京・千代田区九段北のアルカディア市ヶ谷で開かれた。

小林光俊副会長の開会のことばに続いて、中込三郎会長がキャリア教育・職業教育特別部会でもなく中間報告が出されるとの見通しを示し、さらに「現存する専修学校制度の充実と新学校種の創設という2面作戦を展開していきたい」と抱負を述べた。

来賓として出席した文部科学省専修学校教育振興室の塩原誠志室長は、あいさつを兼ねてキャリア教育・職業教育特別部会の議論を

中心に行政報告を行った。このあと、議長に千葉茂常任理事、副議長に大原正晴理事を選出、議案の審議に移った。総会では第1号議案・平成20年度事業報告、第2号議案・平成20年度決算報告並びに監査報告、第3号議案・平

成21年度事業計画では、まず運動方針の教育理念として「高等職業教育の体系化による複線型の高等教育体系を構築するとともに、専門学校の特長を備えた新たな高等教育機関と、制度改正や格差是正等を通じて職業教育力を充実・

特に本協会が求めている新学校種の創設については「職業実践的な教育に特化した枠組み」という文言で盛り込まれ、その具体的な制度化に向けての議論は、9月29日から再会される同特別部会で本格化する。

また教員資格や教員構成は、実務卓越性(実務知識・経験の有無・職業資格等)を有する教員を一定の割合で求めるなど実務経験を重視、入学対象者は高等学校等卒業者となっており、生涯学習ニーズにも対応するとしている。修業年限は2〜4年以上の課程を想定、校舎、専任教員数等の基準は大学・短期大学等における基準を基本にしている。

一方、こうした教育プログラムの枠組みの制度化について報告は「大学制度の枠組みの中における位置付け」と「別枠での位置付け」の検討が考えられる、としている。

改善させた専門学校が、ともに高等職業教育体系の中核的な機関となることを期し、運動を展開する」と謳い、これを踏まえて「専門学校の特長を備えた職業教育に特化した新たな高等教育機関の創設の実現」を前面に打ち出している。

また現行の専修学校制度の充実、新しい職業教育体系の構築による複線型の高等教育体系の実現なども基本方針・活動方針に取り入れている。

さらに総会では、全専各連の定例総会で「役員就任年齢及び任期」などを改める「会則及び施行細則の一部改正」が承認されたことから、本協会もその規定上の整合性を図る目的で会則の一部改正が審議され、認められた。

さらに総会では、全専各連の定例総会で「役員就任年齢及び任期」などを改める「会則及び施行細則の一部改正」が承認されたことから、本協会もその規定上の整合性を図る目的で会則の一部改正が審議され、認められた。

マスコミや教育関係者が注目する中、中間報告がまとめられた第12回会合(文科省で、7月15日)

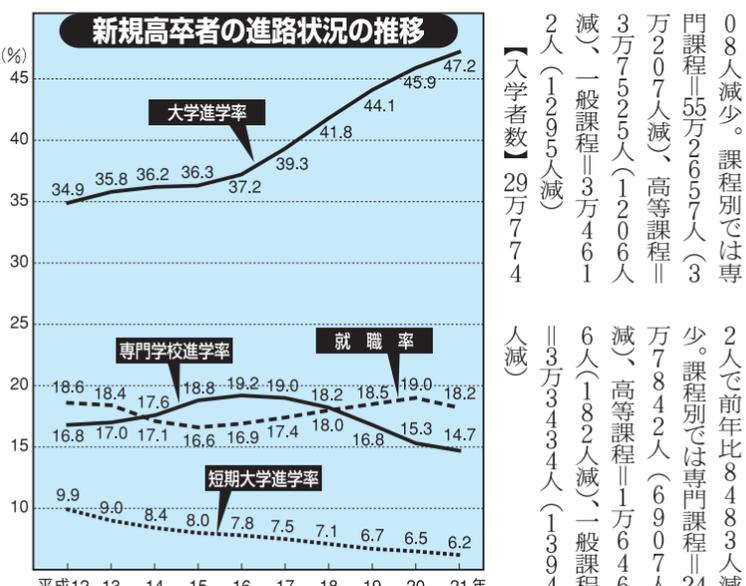


マスコミや教育関係者が注目する中、中間報告がまとめられた第12回会合(文科省で、7月15日)



平成21年度学校基本調査(速報)

文部科学省は8月6日、平成21年度の学校基本調査(速報)を発表した。それによると、今春の高校卒業者は前年より約2万5000人少ない106万3327人で、17年連続の減少。このうち専門学校への進学率は前年より0.6ポイントダウンして14.7%になり、5年連続して低下した。以下、専修学校に関する主な内容は次の通り。



J検

「創る」「使う」「伝える」
情報検定

情報活用試験 ※文部科学省後援
 <後期>
 試験日 平成21年12月13日(日)
 出願期間 平成21年9月1日(火)~10月26日(月)
 実施級/受験料 1級.....4,000円
 2級.....3,500円
 3級.....2,500円

CBT
 J検が、CBT試験でも受験できます。
 対象は、情報活用試験、情報システム試験(基本スキル)です。詳しくはWebで。

情報システム試験 ※文部科学省後援
 システムエンジニア認定
 プログラマ認定
 <後期>
 試験日 平成22年2月14日(日)
 出願期間 平成21年11月1日(日)~12月21日(月)
 実施級/受験料 基本スキル.....3,000円
 システムデザインスキル.....2,500円
 プログラミングスキル.....2,500円

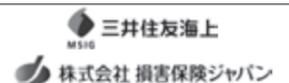
詳細はホームページをご覧ください
 財団法人 専修学校教育振興会 検定試験センター 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-9
 事務取扱先 TEL.03-5275-6336
 J検ホームページ http://www.sgec.or.jp/jken

情報デザイン試験 ※文部科学省後援
 平成22年度よりCBT方式にて実施
 実施級/受験料 初級.....3,500円
 上級.....4,000円

私たちは、学生生徒災害傷害保険を通じて「情報検定(J検)」を応援しています。



東京海上日動火災保険株式会社



○なお、第1章で述べたとおり、新規学卒者について、就職の段階で即戦力と言える状態にまで学校教育を通じて育成することは期待されていないことを踏まえれば、高等教育段階においてもこうした能力の確実な育成を求めることは、必ずしも即戦力型の人材育成を追求するということではない。学生が社会・職業への移行後も、企業内教育・訓練の機会も含めた様々な教育・訓練等の機会を活用しつつ、社会経済環境や職責等の変化に応じて必要となる能力を自ら身に付け、卒業後も職業人として成長していくことができるよう、その基盤として求められる能力を育成することが重要である。

3.各高等教育機関における職業教育の充実と、職業実践的な教育に特化した枠組みの整備

(1)各高等教育機関における職業教育の現状と課題

①大学・短期大学

○大学及び短期大学は、「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培う」(教育基本法第7条第1項)ことを基本的な役割としている。教養教育と専門教育とがあいまって全人的な発展の基礎を築くことを目的としており、高度専門職業人養成や幅広い職業人養成等を担っている。

○大学全入時代を迎え学生が多様化し、職業人育成の観点から大学及び短期大学に求められる機能も多様化している現状がある。学生の出口管理が厳しく求められる中、大学・学部、短期大学それぞれの機能別分化と養成する人材像の明確化と、専門分野と職業との関係を踏まえた職業教育の質の確保が課題である。

○専門分野と職業とのかかわりを見ると、工学、保健、家政、芸術等の分野では教育内容と職業との結び付きが比較的強く、特に業務独占資格等の育成を行う課程においては指定規則等により教育内容が規定されている。専門的知識・技能の高度化等に伴う専門教育の早期化傾向が見られる分野もあり、専門性の修得に偏らないバランスのとれた職業能力の育成が求められる。

○一方、人文科学、社会科学等の分野では、専門分野と職業との結び付きは必ずしも強くないのが現状である。こうした分野では、学生の職業観や、職業人として求められる能力の獲得への意識の形成を目的とした教育を意識的に行うことが求められている。

○職業意識・能力の形成を目的とした教育(インターンシップの実施、職業観の育成のための授業科目の設置、企業関係者等による講演の実施など)は、全学部・短期大学のおおむね9割が実施している。一方で、体験者数で見ると、授業科目として位置付けられているインターンシップの実施率は1割以下である。また、大学の教育課程において実験・実習や演習といった授業形態により行われる科目は、単位数においておおむね2割以下である。今後は、教育課程において職業人として求められる能力を実践的に身に付ける機会を確保するという観点からも、企業等と有機的に連携し、社会で求められる職業人像と能力を明確にするとともに、そうした能力の修得につながる実践的な教育の更なる展開が期待される。

○短期大学は、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成すること」を主な目的としており、実学が重視され、実際の職業や実際の課題と深くつながった教育が展開されている。幼稚園教諭、保育士等の養成に当たる教育分野、栄養士、介護福祉士等の養成に当たる家政分野、看護師等の養成に当たる保健分野で学生数全体の約58%を占める。短期大学は、これらの分野における専門職業能力のほか、職業横断的な実務能力の育成の役割を担っており、社会・地域の人材ニーズに対応した職業教育の展開が期待される。

○また、我が国では高等教育修了後の継続的な教育訓練の需要は高いものの、その機会が限られているとの分析もある。職業能力の継続的な修得という生涯学習ニーズにこたえることは、大学及び短期大学の重要な役割の一つである。職業上求められる専門的知識・技能が多様化・高度化する中、生涯学習ニーズや社会人の継続教育・再教育ニーズにこたえていくことも重要である。

②高等専門学校

○高等専門学校は、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」を目的としている。中学校卒業段階という早期からの5年一貫の体験重視型の専門教育を特色とし、応用力に富んだ実践的・創造的技術者の育成を行うと評価されている。

○また、技術の進歩を背景に、より高度の教育の継続を求める学生の増加に対応するため、現在、61の高等専門学校に専攻科が設置され、卒業後更に2年間の教育を行っている。こうした、本科と併せて計7年間の専門教育を受けることができる専攻科には、高等専門学校本科の卒業生の16%が進学している。

○中央教育審議会では平成20年12月に「高等専門学

校教育の充実について一ものづくり技術力の継承・発展とイノベーションの創出を目指して」を答申した。その中では、高等教育のユニバーサル化、技術の高度化、15歳人口の減少、理科への関心の薄れ、進学率の上昇、地域連携強化の必要性の高まりなどの社会経済環境の変化に対応した高等専門学校教育の展開の必要性等について提言がなされている。

③専門学校

○専門学校は、「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」を目的としている。柔軟な制度的特性を生かし、社会的要請に弾力的にこたえて多様な職業教育を展開し、実際の知識や技術等を育成している。

○企業等と密に連携した教育課程の編成や、企業等における実習等を重視した教育内容など、職業と関連した実践的な職業教育を重視している。教員も約半数が10年以上の実務経験を有するなど、実務知識・経験を重視している。

○専門学校卒業生は、専門の職業教育を受けていることや必要な資格を持っていることを採用時に評価されており、専門性が高く評価されている。今後は「より実践的な専門性を習得してきてほしい」といった期待や、問題解決力、応用力等を求める企業等の声など、更に多様化する職業教育ニーズにどのようにこたえるかが課題である。

○また、その柔軟な制度的特性や制度上の位置付けとあいまって、例えば激甚災害時における財政援助等について、他の学校と異なる取扱いをされているとの指摘がある。

(2)各高等教育機関における職業教育の充実の方向性

○各機関がそれぞれの役割・機能と養成する人材像を明確にし、各機関の特性を踏まえた、より実践的な職業教育の充実を図り、職業人として求められる能力を確実に身に付けた学生を社会に移行させることが必要である。

①大学・短期大学

(大学・学部・短期大学の機能別分化と養成する人材像の明確化)

○人材養成の観点からの大学の機能は、大学院では①研究者養成、②高度専門職業人養成に整理される。学士課程においては、①企業等で幅広く活躍する職業人の養成、②科学的・専門的知識を有する技術者の養成、③業務独占資格等を有する専門職の養成、④芸術・体育等特定分野の専門家の養成、⑤特定の職業を念頭に置かない職業・社会への準備教育等に分けられ、短期大学においては、このうち①③⑤に重点が置かれている。各大学・学部等ごとに重点を置く機能を明確化し、職業教育の充実を図ることが重要である。ただし、こうした機能は固定的なものではなく、各大学・学部等ごとに重点の置き方は異なり、また地域や社会のニーズにこたえながら変化するものであることに留意が必要である。

○こうした役割を担う大学・短期大学を、広がりという観点から見れば、国際的卓越性を念頭に置いて教育を展開するものや、国内的なニーズにこたえるもの、あるいは地域的ニーズにこたえるものなどに分けられることに留意する必要がある。

○こうした機能別分化の下、各大学・学部、各短期大学が養成する人材像と能力を明確化し、更なる職業教育の質の向上を図ることが重要である。

(職業に必要な能力修得のための実践的な教育の展開)

○企業等と連携した長期インターンシップの実施やPBL(Problem/Project Based Learning)などの演習型授業の充実、「産学人材育成パートナーシップ」のように、企業等との対話により、養成する人材像や職業能力を明確化し、産学双方の課題・役割分担の明確化とその共有を図った上で、教育内容や人材交流の在り方等を検討することなどが考えられる。

(生涯学習ニーズ等への対応)

○職業上求められる能力をいつでも身に付けることができるよう、履修証明プログラムの提供や、プログラムの内容等に応じ大学院の設置が考えられる。

(特に短期大学について)

○特に、実学を重視する短期大学教育においては、資格等取得に必要な知識・技能の修得のみならず、教養教育の上に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的見地を備えた専門的知識・技能の修得を目指すことが求められ、そうした観点から短期大学教育を通じた職業教育の充実が必要である。

○実学を重視しつつ専門職業能力の育成と教養教育の調和のとれた職業教育の展開や、短期大学卒業者に求められる人物像を踏まえた職業能力の育成を図るとともに、高等教育のファーストステージとしての役割など、短期大学独自の現代的ニーズにこたえた職業教育の在り方についても明確化し、大学とは異なる視点で充実策を検討していく必要

がある。

②高等専門学校

○平成20年12月の答申の提言を踏まえ、地域の産業界等との連携の促進等による教育内容・方法等の充実、地域及び我が国全体のニーズを踏まえた新分野への展開等による教育研究組織の充実等が求められる。

○近年、技術の進歩を背景に、専攻科への進学者や大学編入学者が増加している。このような教育内容の高度化に対する様々なニーズに対応するため、専攻科の位置付けの明確化を図るとともに、高等専門学校に期待されている人材養成機能に即した専攻科の整備・充実を進め、その一層の高度化についても検討する必要がある。

○また、専門高校が、専門的な知識・技能の高度化に対応するため、専門高校を基に新たな高等専門学校を設置する可能性及びその際の効果的な支援方策等についても検討が必要である。

③専門学校

○制度的柔軟性を生かした弾力的な職業教育の展開が専門学校制度の特性である。集中的に専門性の修得に特化した教育を受けたいという要請から、2. (2)の①～③に掲げたような幅広い職業能力を身に付けたいという要請まで、幅広いニーズを受け止め、多様な職業教育が展開されることが期待される。

○また、激甚災害時における財政援助等の取扱いについて、それぞれの制度を個別に精査した上で改善を図る必要について検討する必要がある。

(3)職業実践的な教育に特化した枠組みの必要性

○各高等教育機関における職業教育の充実に向けた取組を支援していく一方、次のような観点からは、職業教育の重要性を踏まえた高等教育システム全体の見直しが必要とされている。

①職業実践的な学校教育を通じて人材育成・キャリア形成を行う高等教育機関の整備促進

○1. (2)において指摘した諸課題の背景には、戦後の我が国の単線型の学校体系において、幅広い職業教育を含む多様な機能を大学制度に期待した結果として、職業教育の意義や位置付けがあいまいになり、職業実践的な学校教育が十分に展開されてこなかった面もある。諸外国の職業教育に関する高等教育機関の整備の状況も参考に、職業実践的な学校教育を通じた人材育成を進める観点から、高等教育システムの在り方を見直すことが必要となっている。

○現行制度では大学・短期大学のみが、高等学校卒業後の学生等に対して、学校教育法第1条に規定する学校における「学校教育」としての職業教育を行う場と想定されている。大学・短期大学においては、設置認可に当たり、教員構成やカリキュラム構成等に学術性も併せて求められ、特に職業との結び付きが強い分野を除き、職業実践的な教育体制に特化できる仕組みにはなっていない。

○しかしながら、大学制度において求められる教員構成やカリキュラム構成を取らず、職業実践的な教育を展開する観点からの必要な基準設定、教育内容の質の保証等により、職業実践的な教育体制の下でいわゆる「学校教育」を展開していくことは可能である。

○このような、学術性を特段に問わない、職業実践的な教育体制の枠組みを制度化することにより、職業実践的な学校教育を行う高等教育機関の整備が進むことが期待される。

②社会から求められる人材育成ニーズへの積極的な対応

○質の高い人材の育成・確保や人材育成のスピードが、我が国の国際競争力を決定する重要な要因となっている。特に、社会経済環境の変化や技術の進展、生活様式の変化に伴い、異なる分野の知識・技術等を統合・総合させて、ものづくりや商品・サービス等を生み出していくことが求められる状況にあって、経済社会活動のボリュームゾーンをなす中堅人材として活躍する、様々な職業・業種における実践的・創造的な職業人を育成していく必要がある。

○各高等教育機関による職業教育の充実を期待するのみならず、企業や地域等との連携・対話を制度的に確保し、人材育成のニーズや課題を把握しつつそれらを反映した職業実践的な教育を提供する枠組みを、政策的に整備することにより、各高等教育機関において育成が求められる職業・業種の教育プログラムの整備を進め、積極的かつスピーディーに人材育成ニーズに対応していくことが求められている。

今後の学校における キャリア教育・職業教育の 在り方について《審議経過報告》

はじめに (略)

I 現状と課題 (略)

1. 若者の現状と課題
～勤労観・職業観の形成など、社会的・職業的自立、社会・職業への移行に向けた準備が不十分
(略)
2. 経済・社会の現状と課題
～経済・社会情勢の変化、人材育成システムの変化、人材ニーズの高度化と迅速な育成の要請
(略)
3. 学校の現状と課題
～社会・職業との関連や、実践性の薄さ
(略)
4. 社会全体を通じた現状と課題
～職業教育の重要性に対する認識不足
(略)

II 改革の基本的方向性 (略)

(義務教育段階からの体系的な取組)
(略)

III 後期中等教育における キャリア教育・職業教育の在り方

1. 後期中等教育における学校制度の経緯とキャリア教育・職業教育の課題
(略)
 2. 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の基本的な考え方
(略)
 3. 高等学校におけるキャリア教育・職業教育の充実と高等学校の在り方
- (1)各学科に共通する課題、特に普通科の課題と改善の方向性
- ①高等学校におけるキャリア教育の重要性
(略)
 - ②推進方策、指導の在り方
(略)
 - ③進路指導の改善・充実
(略)
 - ④普通科における職業に関する教科・科目の充実
(略)
 - ⑤推進体制の整備
(略)
- (2)専門学科における職業教育の課題と改善の方向性
- ①専門高校に対する期待と役割
(略)
 - ②職業人として必要な専門的な知識・技能の高度化への対応
- (i)教員の指導力の向上、実務経験を有する者の教員への登用の促進
(略)
- (ii)施設・設備の改善・充実
(略)
- (iii)地域の産業・社会との連携・交流
(略)

- (3)専門的な知識・技能の高度化への対応と高等学校制度(特に専門高校)の改善の方向性
- ①専門高校の5年制化
(略)
 - ②専門高校を基にした高等専門学校の設置の可能性
(略)
 - ③高等学校専攻科の在り方と高等教育機関との接続
(略)

4. 専修学校高等課程(高等専修学校)におけるキャリア教育・職業教育の在り方

- 専修学校高等課程(高等専修学校)は、専門課程と同様に、その柔軟な制度的特性を生かし、社会的要請に弾力的にこたえる教育を行ってきており、中学校卒業段階で職業に対する目的意識を持った生徒などを対象に、実践的な職業教育・専門技術教育の機会を提供している。
- また、高等学校中途退学者や不登校経験者等も積極的に受け入れ、社会的自立を支援する教育機関としても一定の役割を果たしている。
- 専修学校高等課程における職業教育については、就職に、又は就職後に直ちに役立つ知識・技能等の修得に加え、対人関係能力、望ましい勤労観等を含め、社会人・職業人として自立するための能力の育成を強化する観点から、その制度面を含めて一層の充実に向けた検討を図る必要がある。
- また、高等学校との関係にも留意しつつ、相互の学習成果の評価や中学校におけるキャリア教育・進路指導との連携の推進などについて、今後更に検討を進めることが必要である。
- このほか、専修学校高等課程が、その柔軟な制度的特性や制度上の位置付けとあいまって、例えば、激甚災害時における財政援助等について他の学校と異なる取扱いをされているとの指摘がある。このような取扱いについて、それぞれの制度を個別に精査した上で改善を図る必要について検討する必要がある。

IV 高等教育における職業教育の在り方

1. 高等教育制度の経緯と職業教育の課題

(1) 高等教育制度の経緯と職業教育

- 戦後の我が国の学校教育制度はいわゆる6・3・3・4の単線型の体系に整備された。高等教育については、戦前の高等教育機関が「普通教育を与える機会があまりに少なく、その専門化があまりに狭すぎた」とのではないかという反省の下、旧制の大学、高等学校、専門学校、高等師範学校などの諸機関をすべて単一の四年制大学に改編し、幅の広い教養の基盤の上に学問研究と職業人養成を一体化させた。
- 中央教育審議会は、昭和29年及び31年に、戦後暫定的に整備された短期大学制度について、職業教育等に重要な役割を担う機関として恒久化を提言した。32年には、「今日、産業界において、旧制工業専門学校の卒業者に相当する技術者の要望が強いが(中略)このような技術者の養成は急務と思われる」ことから、短期大学制度の改善と5年制の専門的職業人養成のための教育機関の必要性を提言した。
- 昭和33年には、専門的技術者養成機関の創設と短期大学の恒久化を含めすべて専科大学とする「専科大学法案」が国会に上程されたが、実現しなかった。37年には両者を切り離し、新たに工業教育を主体とする高等専門学校の制度が創設された。単線型の体系に属さない学校が誕生し、我が国の工業発展を支える技術者を養成してきたが、高等教育全体の中での規模は小さく、39年に恒久的な制度として確立した短期大学を含む大学制度が、高等教育進学希望者の主な受け皿として機能してきた。このような単線型の体系の中で、職業教育を含む幅広い機能が大学制度に期待されてきた。
- 昭和51年に整備された専修学校は、柔軟な制度的特性を背景に実践的な職業教育のニーズに応じた教育を展開してきた。
- 現在では18歳人口の約8割が高等教育機関に進学し、社会や学習者からの多様な職業教育ニーズに対応している。

(2) 高等教育における職業教育の課題

- 我が国の人材育成における高等教育機関と産業界との関係性をみると、従来では、実践的な人材育成は主に就職後の企業内教育・訓練等の役割とされ、高等教育機関は入口段階における選抜機能を背景に、就職後に育成される能力等の基盤となる素質を持った学生を産業界に送り出す役割を果たしてきた。しかしながら、近年、高等教育が量的に拡大し、経済・社会情勢や人材育成の在り方等も変化の中で、次のような課題が生じている。

◆社会への入口段階で職業人として求められる能力が高度化・複雑化する中で、また、非正社員の増加等に伴い企業内教育・訓練を前提とした従来からの人材育成の在り方に変化も見られる中で、若年無業者や早期離職者の増加など、社会・職業へ円滑に移行できない学生が多く存在することが問題となっている。このような中で、高等教育機関が社会・職業との関連を重視し、実践的な職業教育の充実を図ることが課題となっている。

◆高等教育の量的拡大に伴い、多様な学生に対する多様な職業教育ニーズや、様々な職業・業種の人材ニーズにこたえることが求められる中で、高等教育機関が全体として、こうした多様なニーズに応じた職業教育の充実をどのように図っていくのかが課題となっている。

◆我が国の国際競争力の向上のためには、企業や社会が職業教育に求めるものを高等教育機関が受け止め、より職業との関連を重視した教育を通じて求められる人材育成を図っていくことが課題となっている。また、個人が生涯を通じて、職業人として充実したキャリアを築いていくため、職業人として求められる能力の修得という要請に幅広くこたえる教育を充実させることが課題となっている。

2. 高等教育における職業教育の充実の方向性

(1) 高等教育における職業教育の充実のために必要な視点

高等教育における職業教育の諸課題を踏まえれば、次のような視点で職業教育の充実を図っていく必要がある。

- ①人材育成・キャリア形成に関する高等教育機関の役割の見直しと、自立した職業人を育成する職業教育の重要性を踏まえた高等教育の展開
- ②職業教育の観点から各高等教育機関が果たす役割・機能の明確化と、それぞれの特性を生かした職業教育の充実

それぞれの高等教育機関が、職業教育の観点から果たす役割・機能と養成する人材像を明確にした上で、各機関の特性を生かした職業教育を充実させることにより、高等教育機関が全体として、学生の多様な職業教育ニーズや、様々な職業・業種の人材ニーズにこたえていくことが重要である。

- ③教育界と産業界との連携・対話による、求められる人材像・能力等の共有と、求められる能力の育成につながる教育の充実

教育界と産業界とが、国・地方・各機関など様々な段階において連携・対話を促進することにより、産業界・雇用の将来像や求められる人材像・能力を共有するとともに、人材育成のための協力体制を構築し、こうした体制のもと、求められる能力の育成につながる教育を充実させていくことが重要である。

- なお、高等教育におけるキャリア教育については、その検討に当たって、職業の理解に関する教育や、初年次教育や専門教育への導入教育、将来の職業選択に関する教育に加えて、導入にとどまらず職業に必要な能力育成の一環として行われる教育や、また社会への円滑な移行支援など、多様な視点が含まれることから、今回は職業教育としてとらえた観点から該当する範囲において検討する。

(2) 高等教育における職業教育を通じて育成することが求められる能力

高等教育における職業教育を通じて育成することが求められる能力については、各高等教育機関が育成する人材像を明確化する中で、それぞれ検討されるべきものであるが、共通する点については次のように考えられる。

- 知識基盤社会においては、知識の高度化等に対応した専門的な知識や技術に加え、専門性を生かしつつ付加価値を生み出すための創造性、応用力、問題解決力等が必要となっている。
- 加えて、変化の激しい経済・社会情勢の中で、職業人として必要な能力を主体的に身に付けていくために必要な自己学習力やキャリアデザイン力等が不可欠となっている。

⇒高等教育における職業教育においては、次のような能力の育成が求められている。

- ①職業分野において必要な専門的知識・技能
- ②①を生かしつつ活躍していくために必要となる実践性、創造性、応用力、批判力、課題発見力、問題解決力等の能力
- ③自立した職業人として必要な自己学習力、キャリアデザイン力等

今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について《審議経過報告》
2面からの続き

③高等教育全体における職業教育システムの構築

○職業実践的な教育の新たな枠組みを制度的に整備していくことにより、各高等教育機関の特性に応じた職業教育の充実を促し、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校とあいまって、高等教育機関全体として、我が国の成長を支える人材を育成するための職業教育システムを構築していくための契機となっていくことが求められている。

○また、専門高校卒業生に対し、より専門性を深めるための職業教育の機会を提供することが求められている中、職業実践的な学校教育の一貫した体系を整備することにより、こうしたニーズにこたえていくことが可能となる。

⇒こうした要請にこたえるため、職業実践的な教育体制による学校教育を通じて、実践的・創造的な職業人を育成する枠組み、すなわち「職業実践的な教育に特化した枠組み」の整備を検討する必要がある。

(4)職業実践的な教育に特化した枠組みのイメージ

○職業実践的な教育に特化した枠組みについては、現行の学校制度において、実践的・創造的な技術者を育成する枠組みである高等専門学校制度が、優れた実績を上げ、高く評価されている。しかしながら、高等専門学校は中学校卒業生を対象に5年一貫教育を行うものであり、その点から見れば、高等学校卒業生を対象とした新たな枠組みを検討する必要がある。

○こうした点を踏まえ、職業実践的な教育に特化した枠組みについては次のようなものとしてイメージすることができる。

①目的

○職業との関連性を重視した実践的な教育を通じて、実践的・創造的な職業人を育成するプログラム。

②教育課程

○実験や実習など、職業実践的な演習型授業の割合を重視(例えば、おおむね4~5割程度)。
○関連分野の企業等への一定期間にわたるインターンシップの義務付け(実施体制の在り方について今後検討が必要)。
○教育課程の編成過程における社会(関連分野の企業等)との連携・対話の制度的確保。

③教員資格・教員構成

○実務卓越性(実務知識・経験の有無、職業資格等)を有する教員を一定割合求めるなど、実務経験等を重視。

④対象者

○高等学校等卒業生。生涯学習ニーズにも対応。

⑤修業年限

○2年若しくは3年の課程、又は4年以上の課程。

⑥その他の校舎、専任教員数等の基準

○大学・短期大学等における基準を基本。

○こうした枠組みを活用して育成することが求められる人材としては、例えば次に示すような分野・領域など、様々な職業・業種において求められる中堅人材として、異なる分野の知識・技術等を統合・総合させて、ものづくりや商品・サービス等を生み出していくことのできる実践的・創造的な職業人が想定される。

(例示)

- ・ハードウェア・ソフトウェアの設計・開発
- ・デジタルコンテンツの開発
- ・電子制御・ハイブリッドエンジン等の技術進歩に対応した自動車整備分野
- ・バイオテクノロジー分野におけるソフトウェアを用いた生命情報の処理
- ・観光ビジネス、環境マネジメントなど、時代の変化に対応したビジネス実務分野
- ・知識・技能の高度化・専門分化への対応が必要とされ、既に職業に就いている者に対して更なる教育プログラムの提供が求められる分野

(5)具体的な制度化の検討

○こうした教育プログラムの枠組みを制度化していくこととした場合、大枠として①大学制度の枠組みの中における検討と、②大学・短期大学等と別の学校としての検討とが考えられる。

○大学制度の枠組みの中において検討する場合、例えば、実質的に2種類の大学制度を設けることになり、学士等の学位の国際通用性の確保が課題となるのではないかと、また、こうした職業実践的な教育に特化した枠組みを大学制度に設けることは高等教育政策の方向性に合致するかといった課題がある。

○大学・短期大学等と別の学校として検討する場合、例えば、制度面・実体面から既存の大学等との関係をどう整理するのか、また、社会的な認知が適切になされるかどうかといった課題がある。

○これらの検討課題を比較すると、現行の大学・短期大学等と別の学校として検討することが適当と考えられるが、これについては、その必要性も含め、具体的な制度設計や質保証の在り方と併せて更なる検討が必要との意見があるところであり、今後更に、大学・短期大学等における職業教育の充実方策を含め、総合的に検討していく必要がある。

4.大学・短期大学・高等専門学校・専門学校における職業教育の充実のための方策

○経済・社会情勢がめまぐるしく変化する中で、高等教育機関には、我が国の産業や社会をしっかりと支えていく人材を育成することがこれまで以上に期待される。こうした要請にこたえるため、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校における職業教育に係る優れた取組等を支援する仕組みなどを検討する必要がある。

○このほか、我が国の学校制度における新しい職業教育のシステムを形成していく観点からは、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校における職業教育の更なる充実を図ることが極めて重要であり、質の確保、社会との連携・対話の確保、生涯学習ニーズへの対応等といった観点も含め、そのための方策について検討が必要である。

V各学校段階を通じたキャリア教育・職業教育の在り方

1.キャリア教育・職業教育の質の保証・向上

(1)社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に共通して必要な能力等の明確化

○これまでの審議においては、社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に共通して必要な能力等について、例えば次のような意見が出された。

- ・能力(態度・行動様式):コミュニケーション能力、粘り強さ、課題発見・課題解決能力、変化への対応力、協調性、共に社会をつくる力、健全な批判力、段取りを組んで取り組む力など
- ・知識:労働者としての権利・義務 など
- ・価値観:勤労観、職業観、倫理観 など

○他方、中央教育審議会においては、初等中等教育については「生きる力」を、学士課程教育については「学士力」を提言している。また、職業との関連を中心に整理したものとしては、国立教育政策研究所における「職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み(例)」(いわゆる4領域・8能力)、経済産業省における「社会人基礎力」、厚生労働省における「就職基礎能力」等の提案が見られるところであり、経済団体等においても、新規卒業生に求める資質・能力等について、アンケート等を行っている。

○今後、「生きる力」(及びその育成を理念とする学習指導要領)や「学士力」との整合性を踏まえつつ、4領域・8能力等を含めて全体的な整理を行い、内容を具体化していくことが必要である。

○その際、初等中等教育と高等教育段階で、教育課程の編成、評価等のシステムやアプローチが異なる中で、どのように相互の円滑な接続を図り、どのような能力等をどのようにはぐくみ、それを保

証していくのかという観点から、議論を深めていくことが求められる。また、このような能力等について論ずるに当たっては、ともすれば、理想論から、各職場のトップクラスの人材(ベスト・アンド・ブライテスト)に求める資質・能力等が挙げられるきらいがあるが、当部会の審議においては、すべての学生・生徒等の社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に最低限必要な能力等として議論していくことが適当である。

○なお、これらの能力等は、キャリア教育・職業教育のみによってはぐくまれるものではなく、部活動も含めた学校教育全体を通じてはぐくむべきものであり、また、その育成に当たっては、学校のみならず、家庭や地域の役割も重要である。しかしながら、将来の社会人・職業人としての在り方・生き方と、現在の学びとを結びつけるキャリア教育の視点や、実験・実習等による実践的な学習を重視する職業教育の手法は、これらの能力等をはぐくむ上でも有効であり、このような観点からも、キャリア教育・職業教育の充実が求められる。

(2)後期中等教育における職業教育の質の保証・向上

○職業教育が多様化する中、専門高校等に通う生徒の学習意欲を向上させ、就職を希望している者にとって一定の知識・技能を育成するよう、職業教育の質の保証・向上を図るためには、教育内容の質を高める研究を進めるとともに、職業教育に関する学習成果を積極的に評価する方策の検討が必要である。

○このような観点から、例えば、次のような取組について、更に検討が必要である。

- ①職業に関する資格等の取得に必要な学習内容と高等学校における教科・科目との関連性を明確にし、その過程の可視化・明確化を図る取組
- ②各専門学科の校長会等で実施されているような、実技等を取り入れた各種検定試験制度の積極的な活用

○また、職業教育に関する学習成果を積極的に評価する方策の一つとして、筆記試験・実技試験・平常点を組み合わせた評価方法を構築することが考えられるが、企業では総合的な力が求められるとすれば、特定の知識・技能だけでなく平常点も組み合わせた評価には、一定の意義があるとの意見があったほか、学習意欲を高める観点で言えば、各種検定試験制度や競技会への挑戦等で十分ではないかという意見などがあったところであり、更に検討が必要である。

(3)高等教育における職業教育の質の保証・向上

○高等教育の質の保証・向上の検討に当たっては、各機関が担う人材養成機能と養成すべき人材像を明確化し、育成する能力に応じた職業教育の質の向上を図るといった観点から検討が必要であるが、その具体的方策については第4章で示した各高等教育機関における職業教育の充実の方向性等を踏まえ、引き続き検討が必要である。

○また、多くの就業者にとって社会に出て行くための学校教育の最終段階である高等教育修了の段階では、社会への移行に当たり、本人の主体的・自律的選択が求められる時であり、職業指導(キャリアガイダンス)や、キャリアセンター等による、職業・就職に関する情報の提供や相談体制などの機能がとりわけ重要になっている。

なお、欧州やオーストラリアにおいては、職業に必要な知識・技能等の透明化と認証に向けた取組として、学位と職業の資格枠組みの構築が進められつつある。我が国においても、欧州との社会背景の違いや日本の労働市場の在り方に留意しつつ、これらの取組を参考として、生涯にわたる学習成果の評価の在り方や学習の促進の方策について今後検討が必要である。

2.中途退学者等への支援(略)

3.学校と産業界をはじめとする地域の連携、学校間や関係府省間等の連携

(1)学校と産業界をはじめとする地域の連携(略)

(2)学校間の連携・協力等(略)

実務に役立つビジネスの基礎知識と社会人としてのマナーが身につきます。



Table with exam details: 第27回「B検」試験日程, 出願期間/平成21年9月1日(火)~10月20日(火), 試験日/平成21年12月6日(日)<1級・2級・3級>, 検定料 (1級 6,000円, 2級 3,800円, 3級 2,800円), 検定会場 (全国47都道府県約300会場で実施。)

第28回 B検試験日<2級・3級>平成22年7月4日(日)予定

- 1級 中堅幹部、グループリーダーに求められるマネジメント知識、IT(情報技術)活用、交渉術など
- 2級 計画の立て方、問題解決、会議のルール、ビジネス会話など仕事に必須のビジネススキル
- 3級 就職対策~新入社員に必要な社会常識とマナーを中心としたビジネス基礎能力

財団法人 専修学校教育振興会 検定試験センター TEL.03-5275-6336 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-9 B検ホームページ http://www.sgec.or.jp/bken/

私たちは、学生生徒災害傷害保険を通じて「ビジネス能力検定(B検)」を応援しています。



東京海上日動火災保険株式会社

